

## 青の煌めきあおもり国スポカヌースラローム競技施設設置業務委託仕様書

### 1 業務名

青の煌めきあおもり国スポカヌースラローム競技施設設置業務委託（以下「本業務」という。）

### 2 履行場所

目屋溪谷岩木川カヌー競技場

住所：青森県中津軽郡西目屋村大字田代字名坪平地内（名坪平運動公園内）

### 3 履行期間

契約締結の日の翌日から令和7年3月25日（火）まで

### 4 業務の趣旨

青の煌めきあおもり国スポカヌースラローム競技本大会、リハーサル大会において、安全かつ確実な競技運営が行われるよう、必要な仮設コース競技施設の設置準備を行うことを目的とする。

### 5 業務内容

#### (1) カヌースラローム30ゲート材料製作

- ・メインワイヤー緊張金具、メインワイヤー横張り加工金具及びメインワイヤー横張り受け加工金具について、運用上、効率的かつ安全な設置方法を提案すること。

名称	仕様	単位	数量
ポール(塩ビ製) Φ40×1,600	ICF 公認材	本	44
ポール(塩ビ製) Φ40×1,600	ICF 公認材	本	18
ゲート番号表示板 300×300×3		枚	25
ゲート用横板2段(アルミ製) 40×20×2,000	ICF 公認材	組	60
メインワイヤー 3mm 端末マイ加工共	85m×30	m	2,550
空リール(ワイヤー巻取り用) S-1		個	30
空リール(ロープ巻取り用) S-1	ポール用	個	60
空リール(ロープ巻取り用) S-1	ゲート用	個	60
ロープ(白・黒)60m(クレモナロープ6mm)		本	60
ロープ(青)50m(クレモナロープ6mm)		本	30
ロープ(赤)50m(クレモナロープ6mm)		本	30
スリット板(合板) 1800×900×12	軸組共	枚	4
メインワイヤー緊張金具		個	36
メインワイヤー横張り加工金具		個	30
メインワイヤー横張り受け加工金具		個	30

表示板用カラビナ (sus10kg)	φ5	個	100
カラビナ(ステンレス 30k g 用)	φ5	個	100
カラビナ(ステンレス 120k g 用)	φ9	個	36
メインワイヤー止金具		個	36

(2) ゲート用主柱コンクリート基礎設置

- ・スラロームコースの両端にゲート用主柱コンクリート基礎を設置する。メインワイヤー仮設時の張力に耐えうる用にする。

名称	仕様	単位	数量
右岸左岸用ゲート用主柱コンクリート基礎	700×700×700	基	58
右岸ゲート用スロープ主柱コンクリート基礎②	700×700×700	基	1
右岸ゲート用スロープ主柱コンクリート基礎③	1,000×1,000×1,000	基	1
右岸ゲート用スロープ主柱コンクリート基礎④	1,000×1,000×1,500	基	1
右岸ゲート用スロープ主柱コンクリート基礎⑤	1,000×1,000×1,500	基	1
右岸既存コンクリート天端にゲート用主柱コンクリート基礎	1,000×1,000×1,000	基	11

(3) ゲート用主柱材料製作

名称	仕様	単位	数量
メインワイヤー用横張りワイヤー	Φ8 ℓ=5.3 両端アイ玉掛加工	本	67
ゲート用右岸主柱鋼管	t=4.2 φ101.6×2.3M	本	11
ゲート用左岸・右岸主柱鋼管	t=4.2 φ89.1 ℓ=1.0M	本	58
ゲート用右岸スロープ主柱鋼管②	t=4.2 Φ=89.1 ℓ=1.6M	本	1
ゲート用右岸スロープ主柱鋼管③	t=4.2 Φ=101.6 ℓ=2.3M	本	1
ゲート用右岸スロープ主柱鋼管④	t=5.7 Φ=101.6 ℓ=3.2M	本	1
ゲート用右岸スロープ主柱鋼管⑤	t=5.7 Φ=101.6 ℓ=3.6M	本	1
中州三脚単管組	t=2.4 φ48.6 ℓ=3.0M	ヶ所	25
同上 根がらみ横引単管二段	t=2.4 φ48.6 ℓ=5M	m	192
同上 根がらみ取付クランプ	25ヶ 2段	個	100
横張り用タンバックル	ドブ付 Φ19 ℓ =460	個	67
横張り用ピンシャックル	ドブ付 Φ12	個	67

(4) ゲート試張り

スラローム競技実施区間において、2ゲートを試張りすること。なお、事前に発注者

と現地箇所を確認、施工方法等を協議して作業を行うこと。

(5) 仮設コース競技施設設置方法の指導

青森県カーヌー協会に対しワイヤー張り、ゲート設置等、仮設コース競技施設設置方法の説明を1回以上行うこと。なお、開催場所・時期については、発注者と協議すること。

6 業務にあたっての留意事項

- (1) 本業務は、発注者や競技団体等との密接な協議に基づき遂行すること。また、進捗状況の報告として打合せ記録簿を作成し、発注者と相互に確認すること。
- (2) 本業務の履行にあたっては、関係する法令、条例等を遵守すること。
- (3) 本業務の実施に際し、官公庁その他機関に対する必要な届出・申請等の手続きは、あらかじめ発注者へ関係書類等を提示し、承認を得た後、受託者がその業務を代行すること。なお、関係書類作成に伴う費用は受託者、申請に伴う費用は発注者の負担とする。
- (4) 全ての製品において、納入する前に納入仕様書等により発注者から承諾を得ること。また、やむを得ず指定された製品以外を使用する場合は、事前に発注者と協議を行うこと。
- (5) 全ての製品において、破損や錆、汚れがないものを使用すること。
- (6) 発注者から交換の指摘があった仮設コース競技施設等については、ただちに交換すること。
- (7) 本業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (8) 個人情報については適正に取り扱い、個人の権利利益を保護すること。
- (9) 受託者は、本業務の一部を再委託する場合は、発注者の承認を受けること。なお、業者の選定にあたっては、西目屋村内の業者を優先的に採用すること。
- (10) 本業務の履行に際し、受託者の瑕疵により既設物、仮設コース競技施設等への破損、紛失、第三者への事故等が発生した場合は、すべて受託者の責任とし、発注者はいかなる責任も負わないものとする。また、設置された仮設コース競技施設等の火災、盗難、破損、いたずら等による事故については、発注者の責めに帰すべき事由によるものを除き、発注者は責任を負わないものとする。

7 業務工程表等の作成及び進捗状況の報告

受託者は、作業着手前までに次の書類を作成し、発注者に提出すること。また、業務の進捗状況を文書データにて村実行委員会に報告するとともに、変更等が発生した場合など、必要に応じて随時報告をできるようにすること。

- (1) 業務工程表 1部
- (2) 業務責任者及び担当者連絡先一覧 1部

8 その他

- (1) 本業務で作成した成果品の著作権及びその他のいかなる権利は、発注者に帰属し、データの改変及び2次利用等に対し、いかなる異議も唱えることはできない。
- (2) 発注者が提供した資料の目的外使用は禁止する。また、本業務終了後、資料は返却すること。
- (3) 本業務内容及び業務にあたっての留意事項に反し、再三の指摘にも関わらず改善しない場合は、発注者は本業務の委託を破棄することができるものとする。
- (4) 最終提出した成果品について、やむを得ない理由により修正や追加が発生した場合は、本業務に含まれるものとして対応すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項並びに本業務に疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議し処理するものとする。